

令和２年度名古屋市教育委員会第16号議案

名古屋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

オンライン会議システム等を活用した教育委員会会議（オンライン会議）の開催について、規定の整備を行います。

文部科学省よりオンライン会議の開催が可能であることやこの場合の留意事項等について見解（別添）が示されたことを受け、名古屋市教育委員会会議規則上、情報通信機器を利用した会議の開催を明記するなど、規定の整備を行います。

実際の運用における採決の方法や通信障害時の対応、セキュリティポリシーなど、所要の技術的事項については、今後、基準などの下位規程により定めます。

2 施行期日

公布の日から施行します。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、オンライン会議システム等を活用して総合教育会議及び教育委員会の会議を開催する場合における文部科学省としての考え方についてまとめましたので送付します。



2 初初企第 17 号
令和 2 年 7 月 28 日

各都道府県・指定都市総合教育会議担当課長 殿
各都道府県・指定都市教育委員会総務担当課長

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長

浅 野 敦 行



(印影印刷)

オンライン会議システム等を活用した総合教育会議及び教育委員会の会議
の開催について（通知）

近時、新型コロナウイルス感染症への対応として、可能な限り接触機会を低減させるため、オンライン会議システム等を活用して総合教育会議や教育委員会の会議を開催する必要性が高まっているところです。

今般、このことについて、下記のとおり文部科学省としての考え方をまとめましたので、総合教育会議等の運営に当たり、これを参考としてくださいますようお願いいたします。

このことについて、都道府県総合教育会議担当課長におかれては域内の市（政令指定都市を除く。以下同じ。）区町村に対し、都道府県教育委員会総務担当課長におかれては域内の市区町村教育委員会に対して周知くださいますようお願いいたします。

記

1. オンライン会議システム等を活用した会議の開催について

合議体として、複数の構成員が相互に、自由、率直に意見を交換し合うことによって、適切に意思決定を行うことができる限り、必要に応じ教育委員会規則等の整備を図った上で、オンライン会議システムやテレビ会議システムを活用して総合教育会議や教育委員会の会議を開催することも可能と考えること。

その場合、例えば、会議の構成員の全員又は一部がオンライン会議システム等を活用して会議に出席する方法が考えられること。

また、この場合の出席については、構成員がオンライン会議システム等を活用して発言等ができる状態になること、議決については、構成員がオンライン会議システム等を活用して任意の方法により表決に加わり、議事を決することなどとして考えることができること。

2. 会議の公開について

オンライン会議システム等を活用して開催する総合教育会議等の公開については、会議の資料及びオンライン会議システム等の映像と音声を同時にインターネット上で配信することなどにより行うことが考えられること。

また、会議を対面の方法により行う場合であっても、傍聴を希望する者に対しては、会議の様態をインターネット上で配信することにより公開することも考えられること。

なお、会議の様態を録画したものを後日配信することによって公開したものとする
ことについては、元来会議はそれを傍聴させることにより公開されるものであることを踏
まえ、慎重に判断する必要があること。

3. 議事録の作成と公表について

会議の議事録については、その閲覧を希望する者による検索を容易にする観点等から、
会議の様態を録画したものが公開され、ホームページ上等で継続的に閲覧できる状態
であったとしても、適切に作成し、公表するよう努める必要があること。

なお、音声認識技術の活用により議事録作成に係る作業の効率化を図るなどの工夫も考えられること。

4. オンライン会議システム等を活用して会議を開催する場合の留意点について

オンライン会議システム等を活用して総合教育会議等を開催する場合には、以下の点に留意すること。

- ・ 通信障害等により議事の進行に障害が生じた場合における対応をあらかじめ検討し、必要に応じ代替手段を確保しておくこと。
- ・ 非公開とすべき議事の情報について、誤り又は不正なアクセスにより漏えいすることのないよう、また、不正なアクセスにより議事が妨害されることのないよう、地方公共団体の情報セキュリティポリシーにのっとり適切な対策を講じること。
- ・ 会議の資料とする著作物について、公衆送信権等の著作権の取扱いに留意すること。

5. 通常時におけるオンライン会議システム等を活用した会議の開催について

オンライン会議システム等を活用して総合教育会議等を開催することについては、今般の新型コロナウイルス感染症への対応という目的以外にも、例えば遠隔地にいる構成
員の参加を容易にすることなどにも資することが考えられるところであり、通常時に
おいても、上記1から4に留意して行うことも考えられること。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課地方教育行政係

TEL：03-5253-4111（内線4678）

(案)

名古屋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会会議規則（平成13年名古屋市教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（情報通信機器を通して通話する方法による会議の開催）

第2条の2 教育長が必要があると認めるときは、情報通信機器を通して相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、会議を開催することができる。

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による会議の開催に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(参 考)

新 旧 対 照

名古屋市教育委員会会議規則（抜すい）

改 正 案	現 行
<u>（情報通信機器を通して通話する方法 による会議の開催）</u> <u>第2条の2 教育長が必要があると認め るときは、情報通信機器を通して相手 の状態を相互に認識しながら通話をす ることができる方法によって、会議を 開催することができる。</u> <u>2 前項に定めるもののほか、同項の規 定による会議の開催に関し必要な事項 は、教育長が別に定める。</u>	